

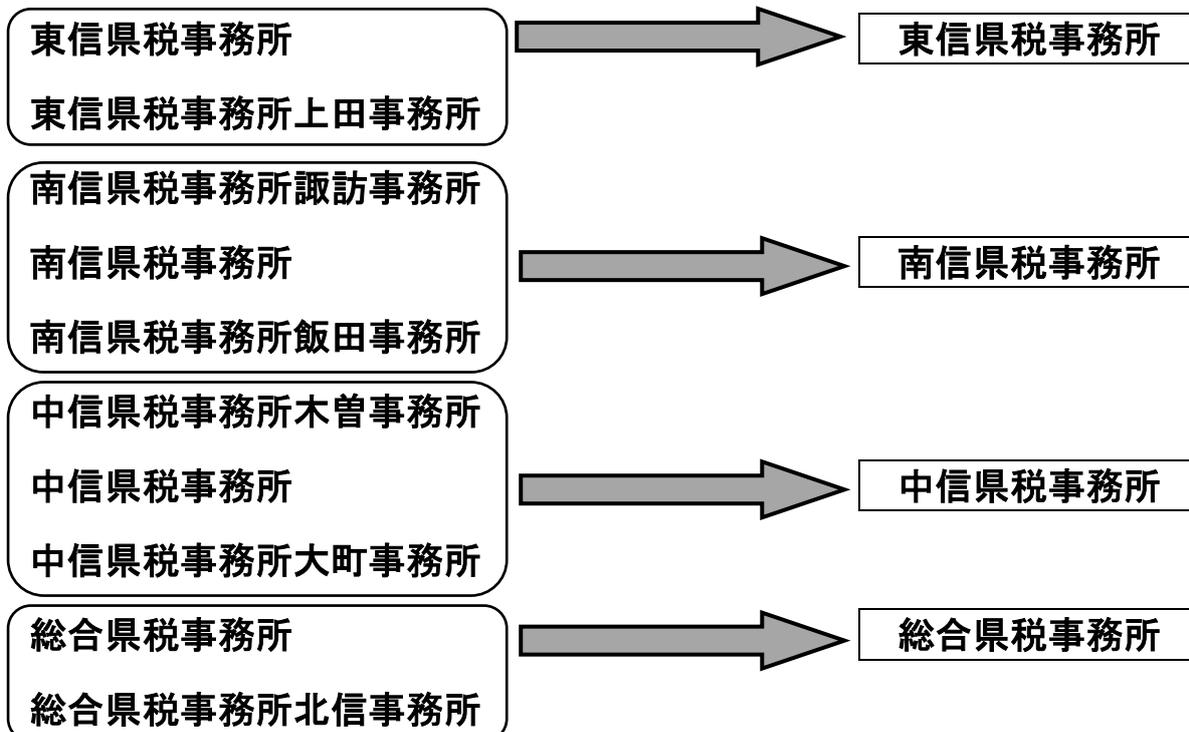
平成 30 年 4 月から県税事務所の課税業務を集約しました。

長野県総務部税務課

- 法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税の課税業務を、下記のとおり集約しました。

【平成 30 年 3 月 31 日まで】

【平成 30 年 4 月 1 日から】

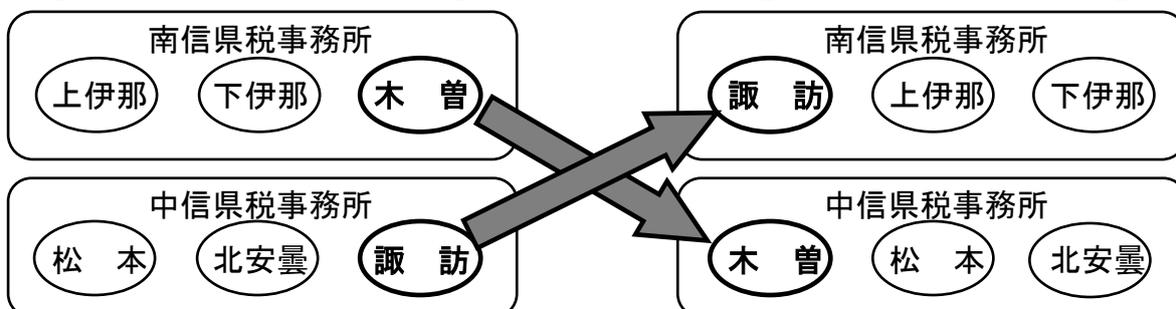


※ 課税業務を行わなくなる事務所でも、各種申告書や届出の提出、窓口での税金のお支払いは、引き続き可能です。

- 軽油引取税・ゴルフ場利用税の管轄区域を、下記のとおり変更しました。

【平成 30 年 3 月 31 日まで】

【平成 30 年 4 月 1 日から】



※ 一般の軽油を消費する方、ゴルフ場利用者の方には、直接影響はありません。

- 個人県民税、県たばこ税の課税業務を、県庁税務課から総合県税事務所に移管しました。

各事務所のお問い合わせ先

事 務 所	所 在 地 ・ 連 絡 先	管 轄 区 域
総合県税事務所	長野市大字南長野南県町 686-1 〒380-0836 (026)234-9505 (直通) zei-sogo@pref.nagano.lg.jp	長野市、須坂市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、上水内郡、 中野市、飯山市、下高井郡、 下水内郡
東信県税事務所	佐久市跡部 65-1 〒385-8533 (0267)63-3135 (直通) zei-toshin@pref.nagano.lg.jp	小諸市、佐久市、南佐久郡、 北佐久郡、上田市、東御市、 小県郡
南信県税事務所	伊那市荒井 3497 〒396-8666 (0265)76-6805 (直通) zei-nanshin@pref.nagano.lg.jp	岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡、伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡、飯田市、下伊那郡
中信県税事務所	松本市大字島立 1020 〒390-0852 (0263)40-1905 (直通) zei-chushin@pref.nagano.lg.jp	木曽郡、松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡、大町市、 北安曇郡
県庁総務部税務課	長野市大字南長野字幅下 692-2 〒380-8570 (026)235-7049 (直通) zeimu@pref.nagano.lg.jp	-